

地域金融機関による地域活性化の取組と経営環境の変化

2025年 9 月 5 日

目 次

1. 地域金融機関による地域活性化の取組 p. 2
2. 地域金融機関を取り巻く環境変化 p. 11
3. ご議論頂きたい事項 p. 20

1. 地域金融機関による地域活性化の取組

地域金融機関による地域活性化に向けた取組の後押し

- **地域金融機関による地域活性化に向けた取組を後押しするため、地域金融機関の業務範囲規制の緩和等を実施。**例えば、2016年銀行法改正により、銀行業の高度化等に資する他業を営む会社（＝銀行業高度化等会社）について、認可を取得することにより5%超の議決権の保有（出資）が可能に。
- さらに、2021年銀行法改正により「一定の高度化等業務」を行う**銀行業高度化等会社**（＝一定の銀行業高度化等会社）**について、認可基準が緩和**※されたほか、非上場の地域活性化事業会社に対する議決権100%の出資が可能となった。

※ 5%超の議決権保有で認可が必要⇒議決権50%超保有まで認可不要（一定の高度化等業務以外を営む銀行業高度化等会社（＝他業銀行業高度化等会社）は引き続き5%超の議決権保有で認可が必要）

「一定の高度化等業務」の認可基準の緩和

（2020年12月 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ報告」（抄））

高度化等会社が現に営んでいる業務や今後営み得る業務のうち、

- 銀行・銀行グループ以外の担い手が十分に存在しないことなどにより、**社会経済において、銀行・銀行グループが営むことへの期待が高い**と考えられる業務や、
- **金融業務との関連性から、銀行・銀行グループが営むことが社会的にも合理的**であると認められる業務

であって、

- これまでの業務の実施状況等に鑑みて**他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引の著しいおそれがあるとは認められない業務**

（以下「一定の高度化等業務」という）については、認可基準を緩和することが考えられる。

銀行業高度化等会社

デジタル

など

+

地方創生

などの

持続可能な
社会の構築

◆ 業務の個別列挙なし（他業銀行業高度化等会社）

◆ 一定の高度化等業務（一定の銀行業高度化等会社）

フィンテック

地域商社
（原則、在庫保有、製造・加工なし）

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る
特例子会社

成年後見制度に関する業務

事業者の課題に応じた支援の促進

- 足元ではコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、物価上昇や人手不足への対応等も必要となるなど、**事業者の経営課題が多様化**。
- 金融機関においては、こうした事業者が抱えている課題を的確にとらえ、**資金繰り支援にとどまらず、付加価値の高い支援を提供することが重要**。
- **2024年4月より適用している改正監督指針**等も踏まえつつ、金融機関における事業者支援の取組状況をフォローアップするとともに、事業再生人材の育成や支援機関との連携強化などを含め、さらなる取組を促す。

金融機関による経営改善・事業再生支援の推進に関する監督指針改正（2024年4月1日適用）の概要

①経営改善・事業再生支援等の本格化への対応

- コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた**経営改善・事業再生支援フェーズへの転換**

②一歩先を見据えた早め早めの対応の促進

- 事業者の現状のみならず、**状況の変化の兆候を把握し一歩先を見据えた対応**を求める
- 状況の悪化の兆候がある事業者に、正確な状況認識を促すとともに、**プッシュ型で提供可能なソリューションを示し、早め早めの対応を促す**よう求める
- 信用保証付融資が多い事業者やメインでない事業者等への支援について、**信用保証協会や他の金融機関との早めの連携**を求める

③顧客に対するコンサルティング機能の強化

- 事業再生ガイドライン等、提案するソリューションの充実を求める
- **早期の経営改善に関する計画策定等のソリューション**を、公的制度も活用しながら提案し、その**実行状況を継続的かつ適切にモニタリング**するよう求める
- 政府系金融機関・支援専門家(税理士、弁護士等)・支援機関(中小企業活性化協議会等)との連携を求める

金融機関によるM&A支援の促進

- 円滑な事業承継や企業の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aの重要性が増す中、金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の強化の一環として、**M&A後の事業統合作業（PMI）を含めたM&A支援にもより積極的に取り組むことへの期待が高まっている**。また、**経営者保証がM&A・事業承継の支障となるという指摘がある**。
- こうした中、金融機関におけるM&A支援の促進等について**監督指針を改正**。

金融機関におけるM&A支援の促進等に関する監督指針改正（2024年10月1日適用）の概要

金融機関におけるM&A支援の促進

- 事業者に対するコンサルティング機能の発揮に関して、以下の事項に係る金融機関の監督上の着眼点を明確化
 - ✓ 事業者のニーズを十分に踏まえながら、**PMIを含むM&A支援に積極的に取り組むこと**
 - ✓ また、そのための**専門人材の育成・確保を含む健全かつ適切な業務運営体制の整備を図ること**

M&A・事業承継における経営者保証を見直す枠組み

- **主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合において、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等の説明を事業者にすることを金融機関に求める**

地域の事業者に対する事業性融資

- 地域の中小事業者が、不動産担保や経営者保証によらずに、事業の成長可能性にもとづく資金調達ができるよう、地域金融機関による事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の取組を後押しする必要。
- 有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、事業の将来性に基づく融資を後押しする制度（企業価値担保権）の円滑な施行など、一層の環境整備を推進。

■ 企業価値担保権の概要



技術力等を有する
スタートアップ等

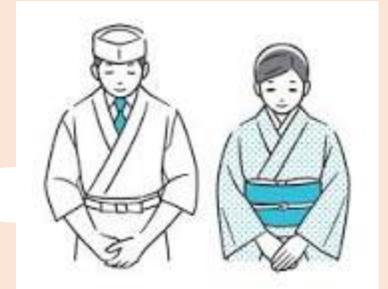


有形資産をもたないが、技術競争力や
今後の事業展開の可能性を評価した
金融機関が融資

定性・将来情報
(技術・ノウハウ、事業計画等)

財務情報
(過去の情報)

事業の将来性に着目した新たな融資



地元で長年営業を続ける料亭等



不動産の担保評価が低いため、大規模
改装のための融資を受けることが従来
では困難であったが、長年の顧客基盤・
ブランド力やビジネスプランを評価した
金融機関が融資

- ✓ 貸し手は、事業の将来性や強みを重視
- ✓ 事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援も期待

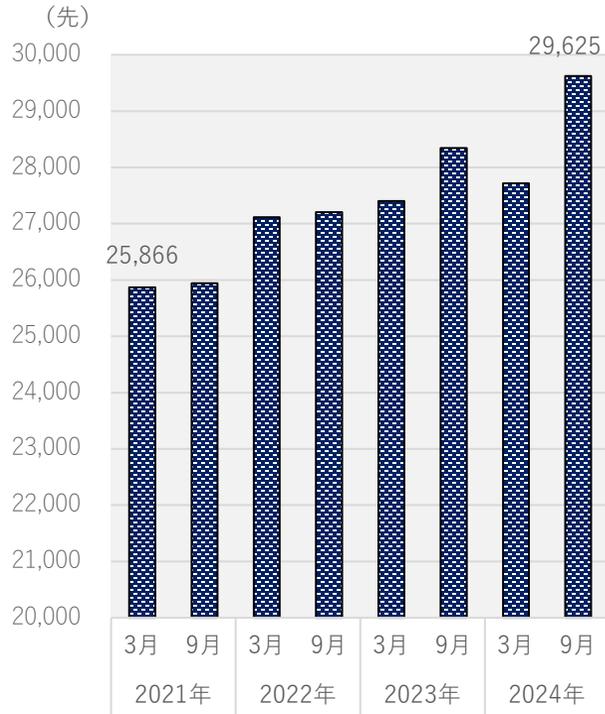
地域金融機関による地方創生の取組事例

- 近畿地方の地域金融機関が設立した地域商社が、伝統工芸品のブランディング支援や伝統工芸品を用いた内装品受注支援を実施。
- 近畿地方の地域金融機関グループが設立した会社が、人口減少や高齢化等が進む地域においても地域住民の交通の便を維持するため、地方公共団体や事業者等と連携してオンデマンド型交通サービスを提供。
- 関東地方の地域金融機関が、資金確保に苦慮していた取引先中小企業が持つ技術力を高く評価し、同社の技術・製品の知名度を高めてビジネス機会に繋げるための戦略アドバイスや補助金採択に向けた支援などの伴走支援を実施。
- 北陸地方の地域金融機関が、地元の工芸品製造に係る生産性を向上させるため、地方公共団体と連携して工程管理のクラウドシステム等の導入を提案。補助金も活用しながら、地域の面的なDX化を推進。
- 中国地方の地域金融機関が、グループ内の地方創生コンサルティング会社と連携して、PPP/PFIの手法を活用した先進的な官民連携まちづくりプロジェクトを推進。

(参考) 地域金融機関による事業再生支援の取組状況

- 地域銀行による事業再生支援先は増加傾向にある。
- 地域金融機関による中小企業活性化協議会の活用も進んでいるほか、企業再生ファンドへの出資（銀行の投資専門子会社を通じた出資含む）も増加傾向にある。

■ 地域銀行本体による再生支援等先数



(※) 取引する中小企業者のうち、「経営支援先」等の名称で、特に再生支援等に取り組んでいる先数を集計。

(資料) 金融庁

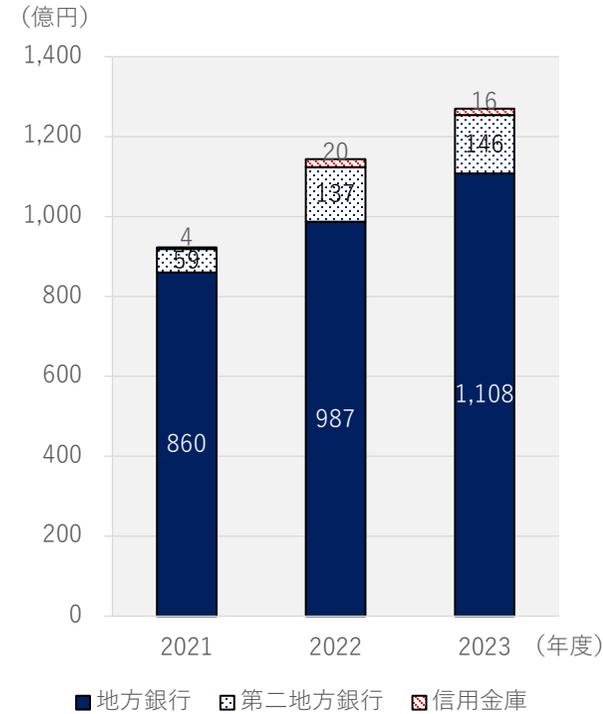
■ 中小企業活性化協議会の活用実績



(※) 相談持込先数は、地域金融機関のほか、主要行や政府系金融機関等が持ち込んだものも含む。

(資料) 中小企業庁「中小企業活性化協議会の活動状況」より作成

■ 企業再生ファンドへの出資実績

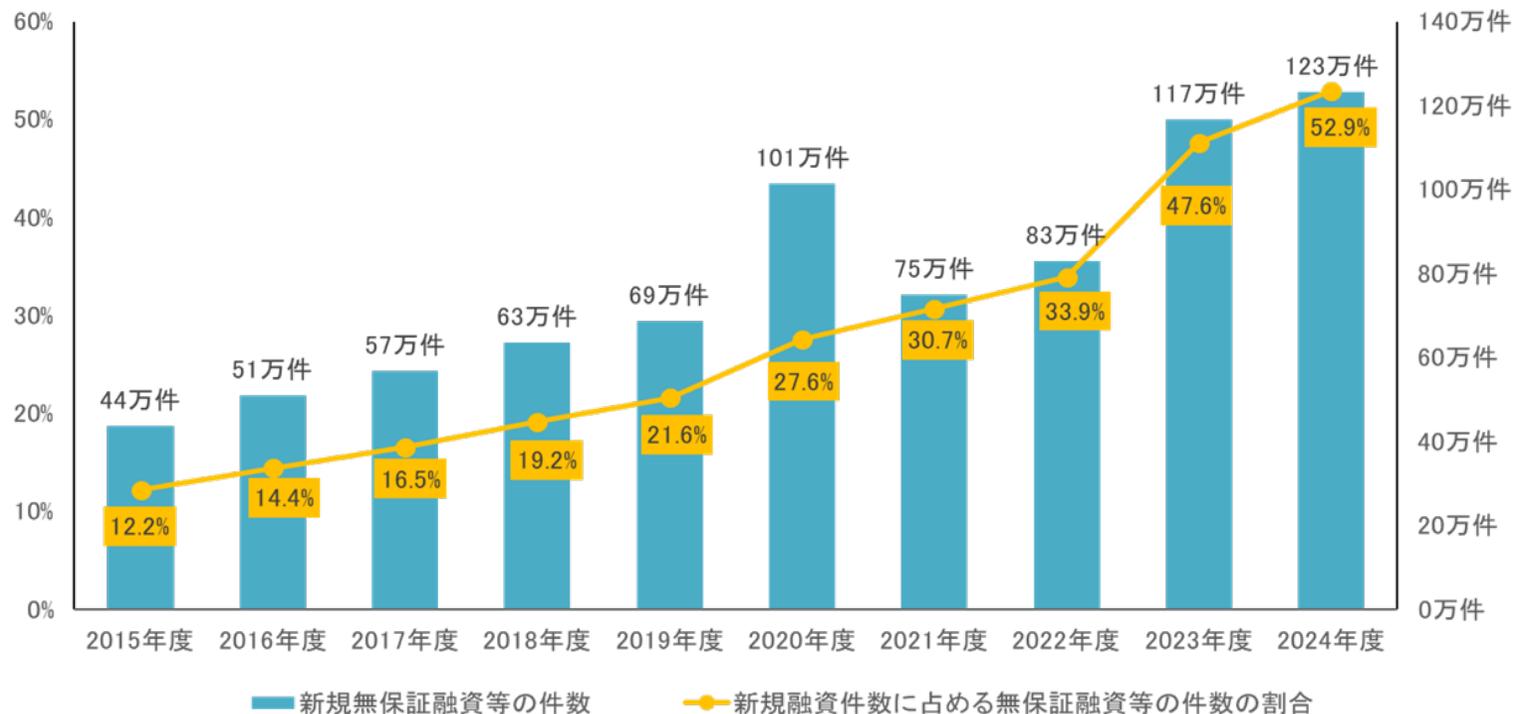


(資料) 全国地方銀行協会「地方銀行における『地域密着型金融』に関する取り組み状況」、第二地方銀行協会「地域密着型金融に関する取組状況」、全国信用金庫協会「信用金庫における『地域密着型金融の取組状況』等について」より作成。

(参考) 民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

- 経営者保証改革プログラムに基づき、金融機関が個人保証を徴求する際の手続きを厳格化した改正監督指針は、2023年4月から適用開始。
- 2024年度の「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績に係る、新規融資件数に占める「無保証融資等の件数」の割合は、**民間金融機関全体で52.9%であり、前年度通期の実績と比較して+5.3%ptと着実に伸び、過半に達した。**
- 新規融資件数に占める「無保証融資等の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合は99.4%。

経営者保証に依存しない融資の実績の推移



1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する

(1) 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進

①地域金融力強化プラン

人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力(=「地域金融力」)への期待は極めて強い。同時に、地域金融機関をはじめ地域金融に関わるプレイヤーにとって、地域経済の活性化はその存続基盤の強化につながる。これまでも各地で数多くの優れた取組が行われているが、そうした経験を共有し、地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくため、金融庁として政策を総動員し、できることには全て取り組んでいく。

- 地域の事業者・経済の継続的な発展には、ヒト・モノ・カネ・情報のあらゆる面で地域の外の世界とのつながりが欠かせない。地域内での強いネットワークを有する地域金融機関は地域金融力の主たる担い手として期待されることから、地域外の様々な知見を有するプレイヤーとつながり協働することで、その潜在力を更に発揮させる。
- 例えば、地域から日本全国や世界に製品・サービスを提供するような企業が生み出されれば、地域の経済・雇用を牽引することが期待できる。地域内の事業者については圧倒的な情報を有する地域金融機関が、他地域の地域金融機関はもとより、国内外の市場の開拓や事業の発展に必要な様々な知見に強みを有する内外・官民のプレイヤーとネットワークを構築することが必要である。そうした連携の中で、地域から全国や世界の市場に飛翔する企業を生み出すことを目指す。
- 一方で、地域の人々の暮らしに欠かせないサービスを提供し、雇用の場を提供し、地域社会を支える中小企業に対するきめ細やかな支援や、様々な地域資源を活かした地域活性化に向けた取組は、全ての地域金融機関にとって存在意義そのものである。こうした支援や取組が引き続き推進されるよう、地域金融機関との対話を強化する。
- 地域の中堅・中小企業の経営人材確保は深刻な課題であり、地域経済活性化支援機構(REVIC)が整備する人材プラットフォーム(REVICareer:レビキャリア)も活用した地域金融機関による仲介を更に推進する。
- M&A・事業承継支援についても、地域金融機関間での連携を促すなど、取組を強化する。
- これまでも地域金融機関による顧客企業に対する支援は数多くの経験が積み重ねられている。こうした好事例を金融庁が取りまとめ、公表し、全国各地の金融機関が他の地域での取組を相互に学び合い、応用し、実践していくことを促す。

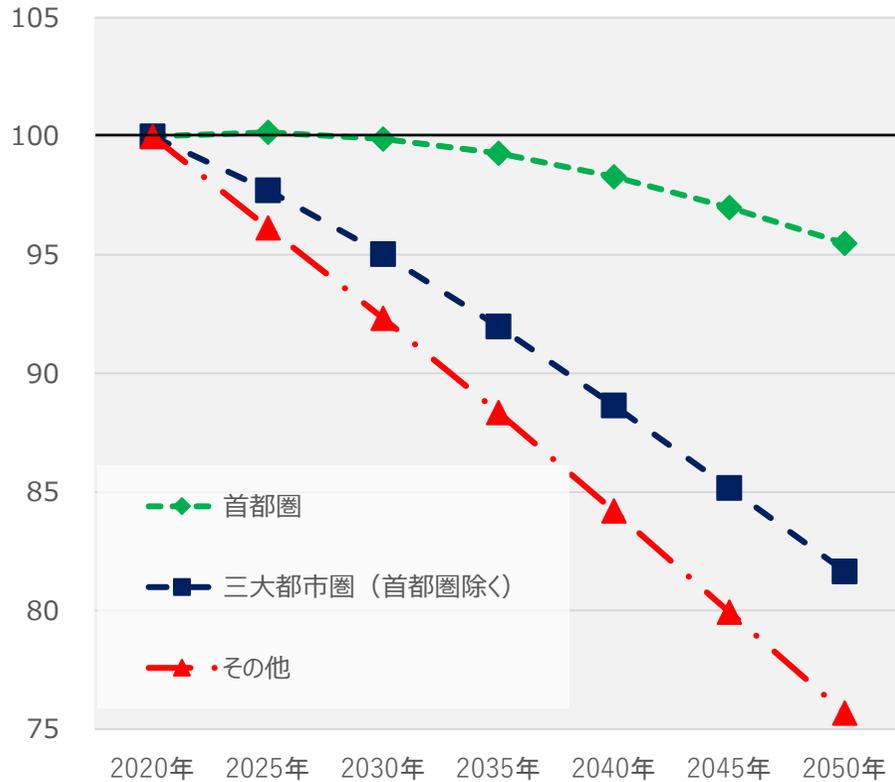
(略)

2. 地域金融機関を取り巻く環境変化

地域の人口動態等

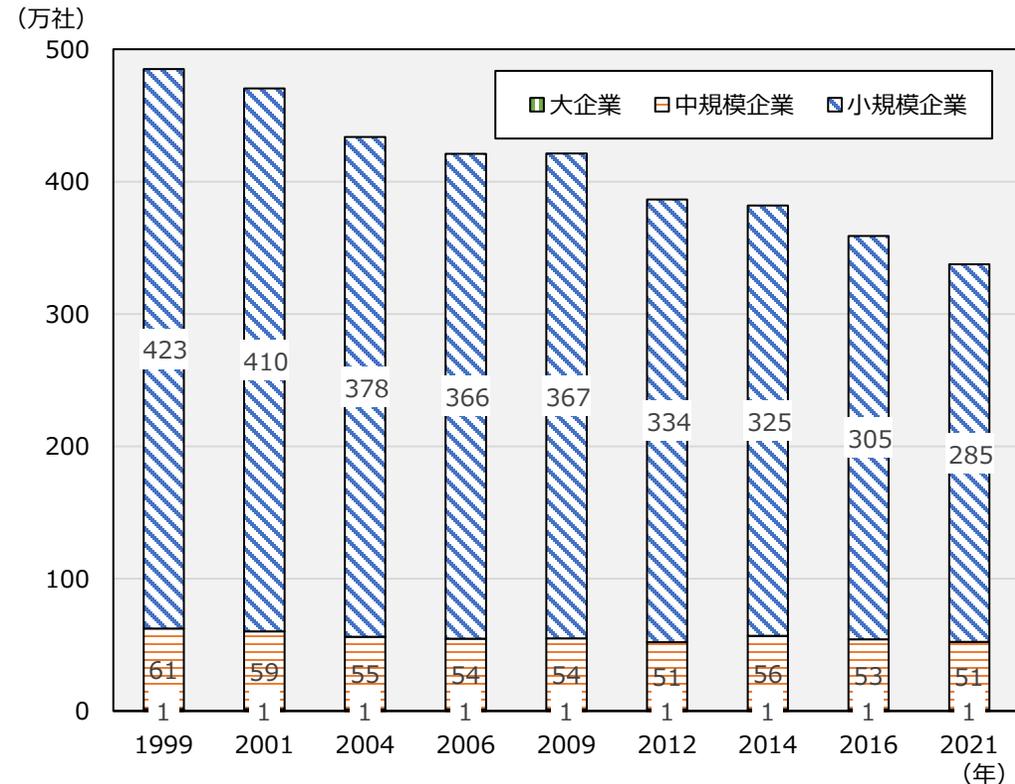
- 我が国の地域経済については、人口減少の加速に伴い、企業数が趨勢的に減少するなど、**地域社会を支える担い手の不足、地域産業の規模縮小が、喫緊の課題**となっている。

■ 地域別の人口推移



(注) 2020年の人口を100として指数化。
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所

■ 国内企業数の推移



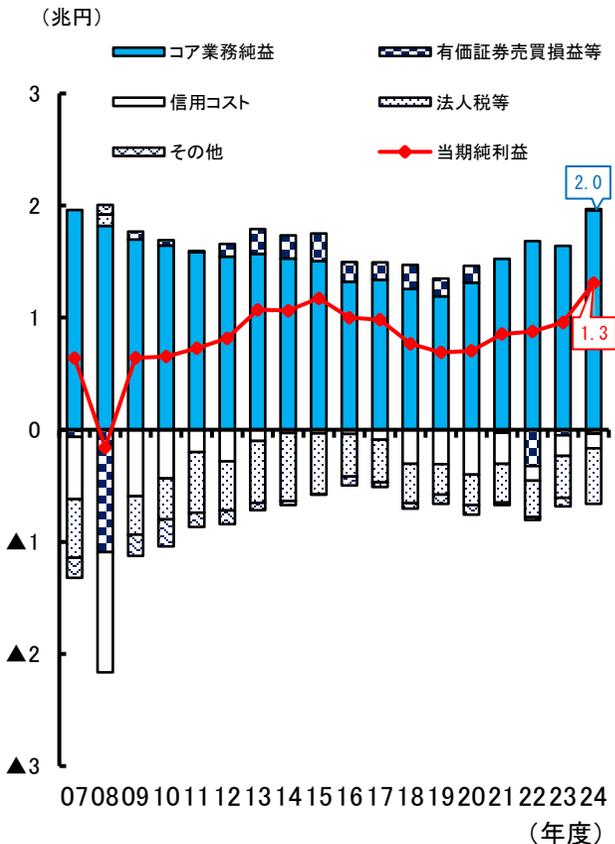
(注) 小規模企業とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは同条第1項の規定に基づく「中小企業者」から小規模企業を除いた企業をいう。

(資料) 2024年版中小企業白書

地域銀行の経営状況

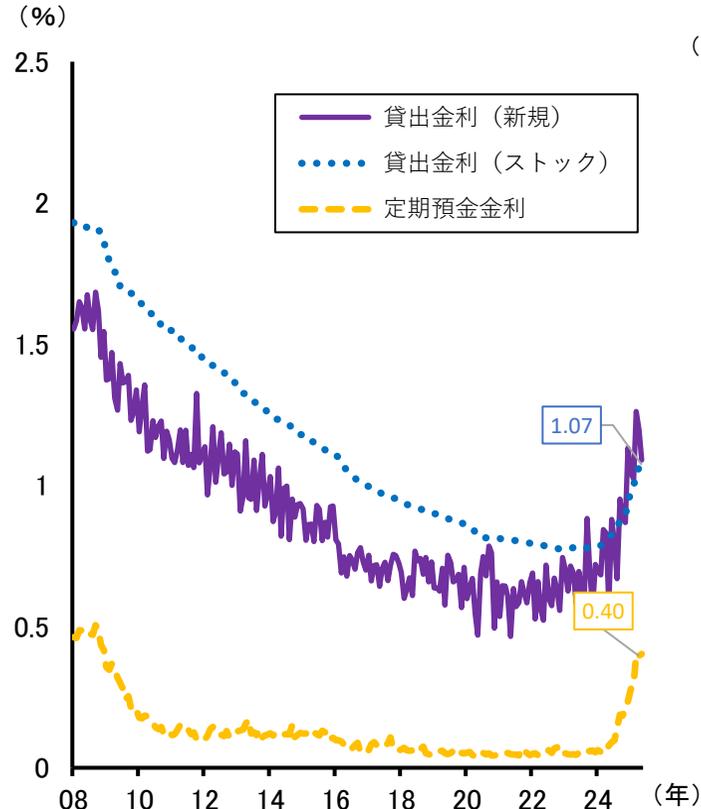
- 銀行本来業務による実質的な収益力を表す**コア業務純益**や**利鞘**は、**低下傾向**が継続していたが、足元では下げ止まりが見られる。
- 損失吸収力となる自己資本比率は、**最低所要自己資本比率**（国際統一基準 8%、国内基準 4%）を十分に上回って**推移**している。

■ 地域銀行の利益推移



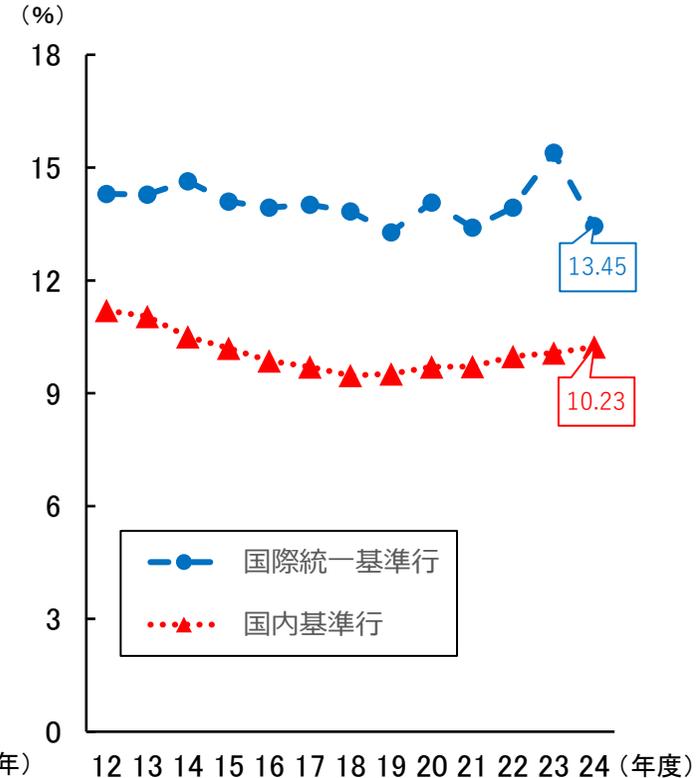
(資料)金融庁

■ 地域銀行の貸出金利等の推移



(資料)日本銀行資料より金融庁作成

■ 地域銀行の自己資本比率

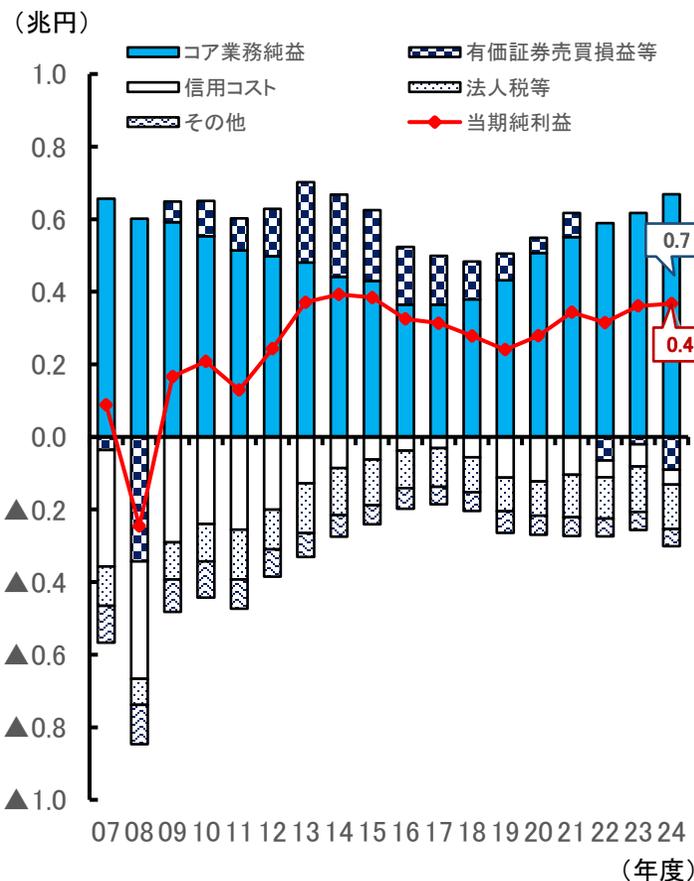


(資料)各金融機関公表資料より金融庁作成

信用金庫・信用組合の経営状況

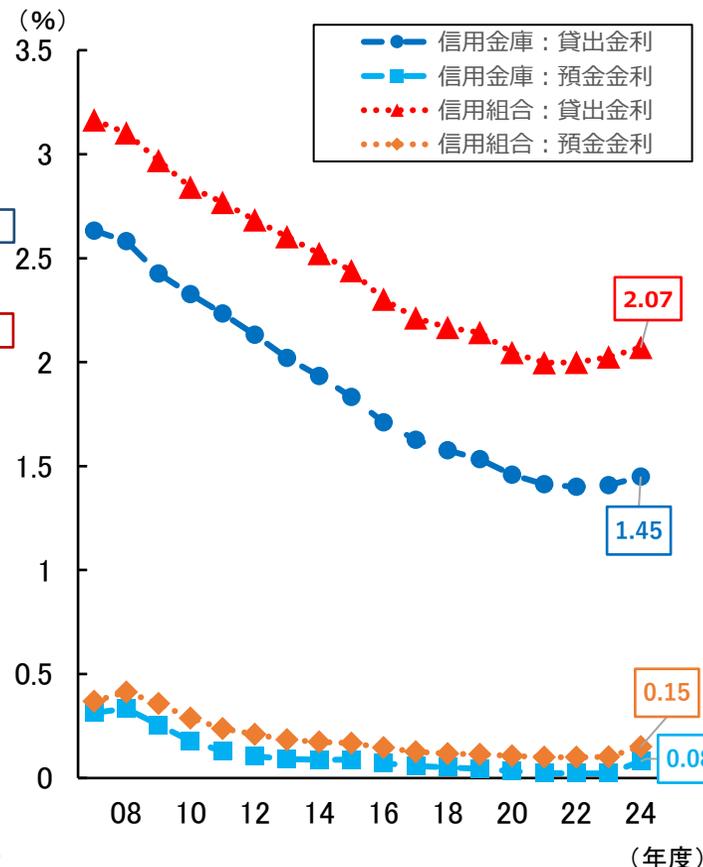
- 信用金庫・信用組合の本来業務による実質的な収益力を表す**コア業務純益**は、**2017年度以降、増加が続いている**。**利鞘は低下傾向**が継続していたが、足元では下げ止まりが見られる。
- 損失吸収力となる自己資本比率は、**最低所要自己資本比率（国内基準4%）**を十分に上回って**推移**している。

■信用金庫・信用組合の利益推移



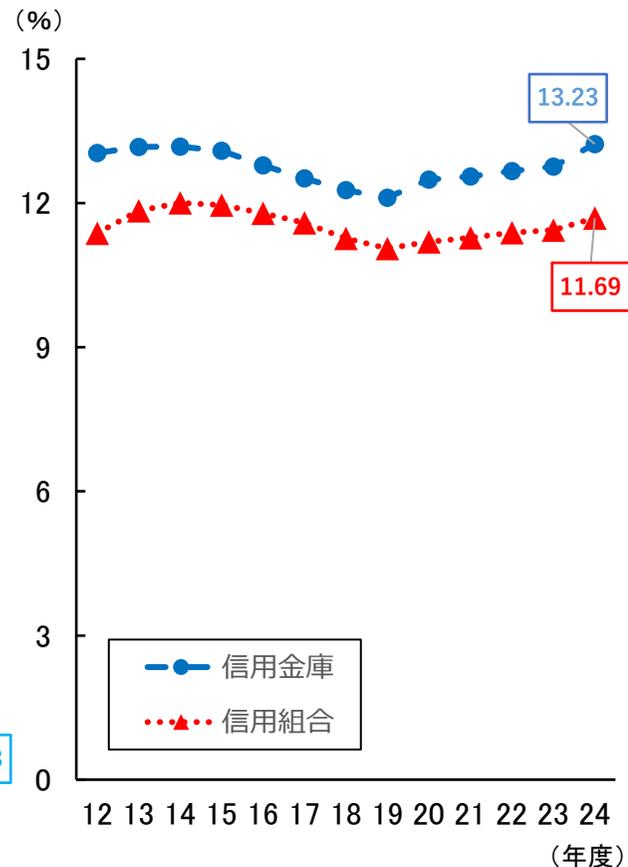
(資料)金融庁

■信用金庫・信用組合の貸出金利等の推移



(資料)金融庁

■信用金庫・信用組合の自己資本比率



(資料)金融庁

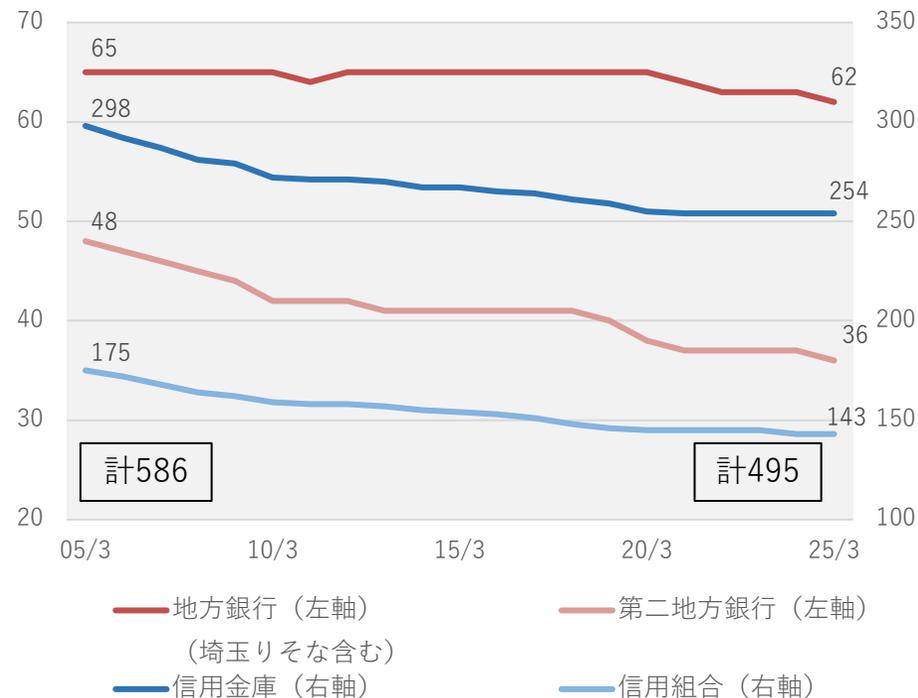
地域金融機関が求められる役割を十分発揮できるための環境整備

- 地域金融機関が地域経済に貢献するために求められる役割を十分発揮できるようにするための環境整備のため、独占禁止法特例法の整備、資金交付制度の創設、業務範囲・出資規制の見直し等を実施。

環境整備のための施策

施策	概要	活用実績
独占禁止法特例法 ※ 2020年11月27日施行 ※ 10年間（2030年11月までに法律廃止）	一定の要件を満たす地域銀行の合併等については、独占禁止法を適用しない	22年3月 青森銀行及びみちのく銀行の経営統合 23年5月 八十二銀行による長野銀行の子会社化
資金交付制度（金融機能強化法） ※ 2021年7月21日施行 ※ 5年間（申請期限：2026年3月末）	合併・経営統合等を行う地域金融機関等が、経営基盤強化の「実施計画」を作成して国の認定を受け、預金保険機構から資金の交付（上限30億円）を受ける	21年9月 福井銀行による福邦銀行の子会社化 22年3月 青森銀行及びみちのく銀行の経営統合・合併 22年9月 愛知銀行及び中京銀行の経営統合・合併 23年5月 八十二銀行及び長野銀行の経営統合・合併 23年5月 はばたき信用組合、三條信用組合、新潟鉄道信用組合の合併 24年9月 福井銀行及び福邦銀行の経営統合・合併 24年9月 荘内銀行及び北都銀行の経営統合・合併
業務範囲・出資規制の見直し（銀行法等） ※ 2021年11月22日施行 ※ 特段の期限の定めなし	デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に幅広く貢献できるように抜本的に見直し	2021年12月以降（2024年12月末時点）地銀及び第二地銀： 銀行業高度化等会社が計46社設立 信金：高度化等会社が計4社設立

地域金融機関数の推移



地域金融機関数の合計

1990年3月末 → 2000年3月末 → 2025年3月末

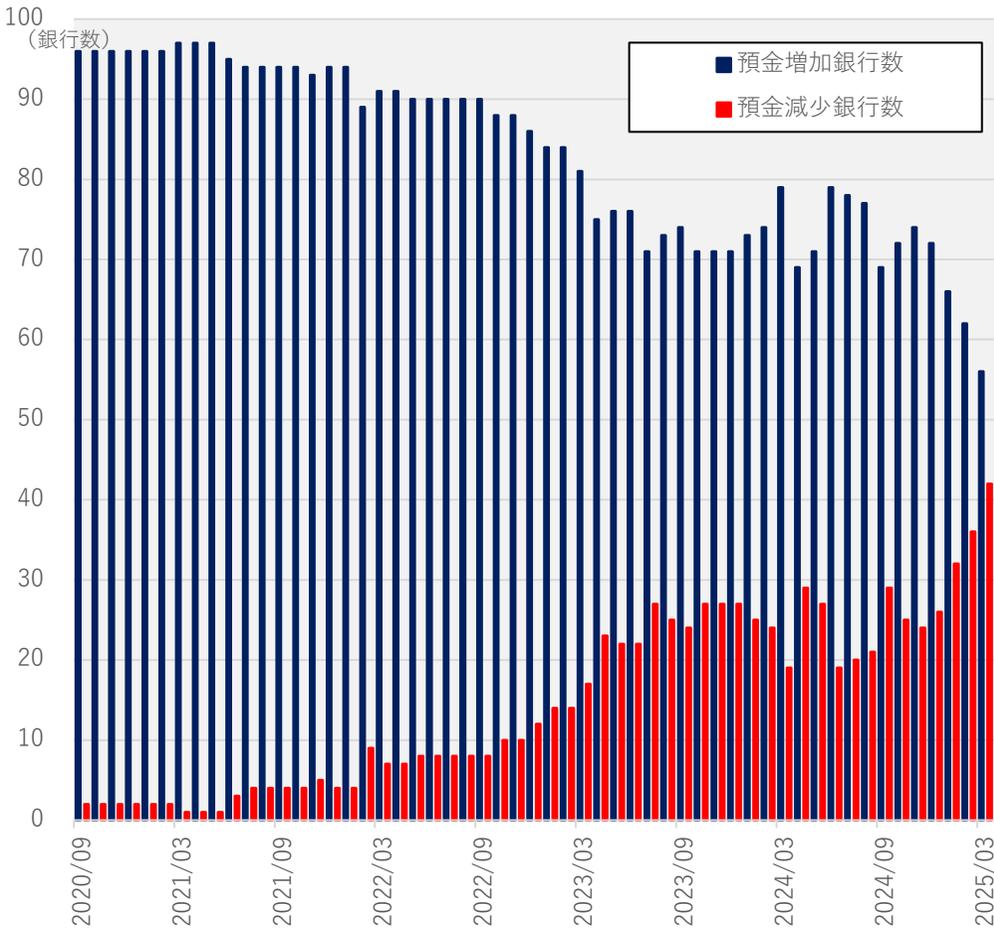
1,002 → 803 → 495

(注) 2025年1月に青森銀行とみちのく銀行が合併して青森みちのく銀行が発足、また同月に愛知銀行と中京銀行が合併してあいち銀行が発足。
 (資料) 金融庁

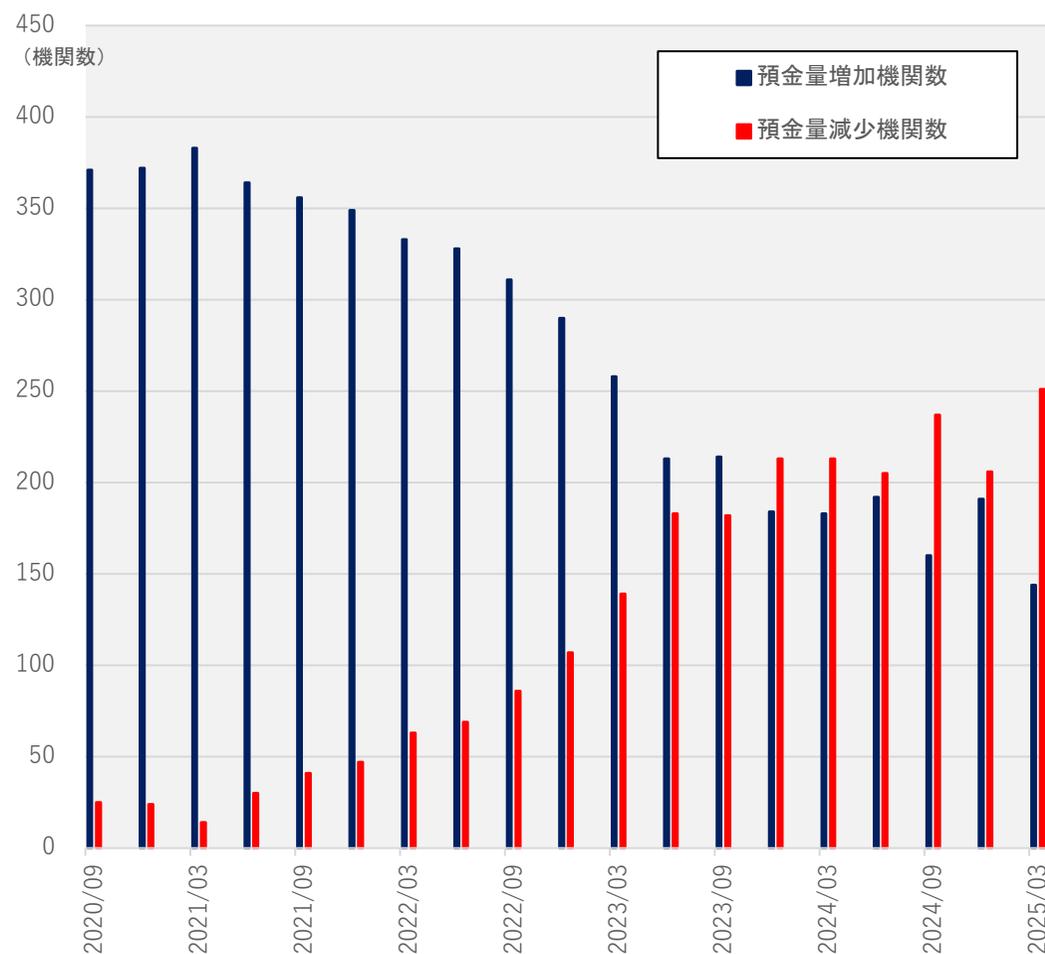
地域金融機関の預金量の変化

- 人口減少等を背景として、地域金融機関の預金量は停滞しつつある。
- 2021年以降、個人預金量が減少する地域金融機関の数が増加傾向。特に信金・信組において、2023年12月以降、個人預金量が減少する機関数は預金量が増加する機関数を上回っている。

■ 地域銀行における個人預金量の増減変化



■ 信金・信組の個人預金量の増減変化



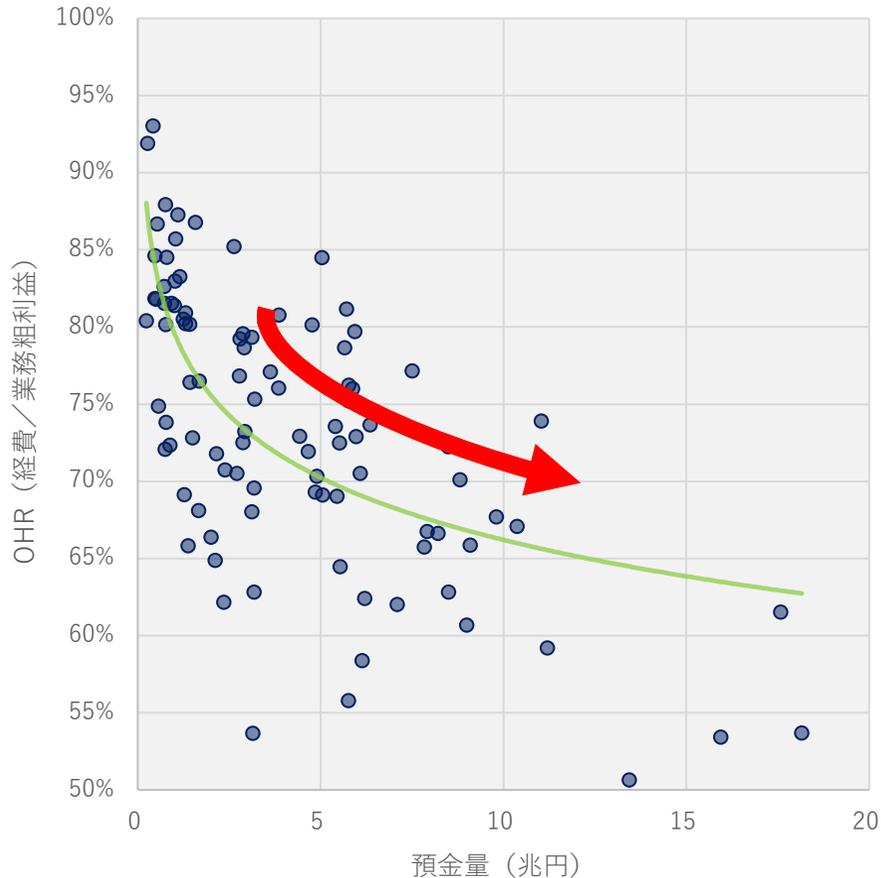
(注) 前年同月比で個人預金量が増加又は減少した地域銀行 (左図)、信金・信組 (右図) の数を示す。

(資料) 金融庁

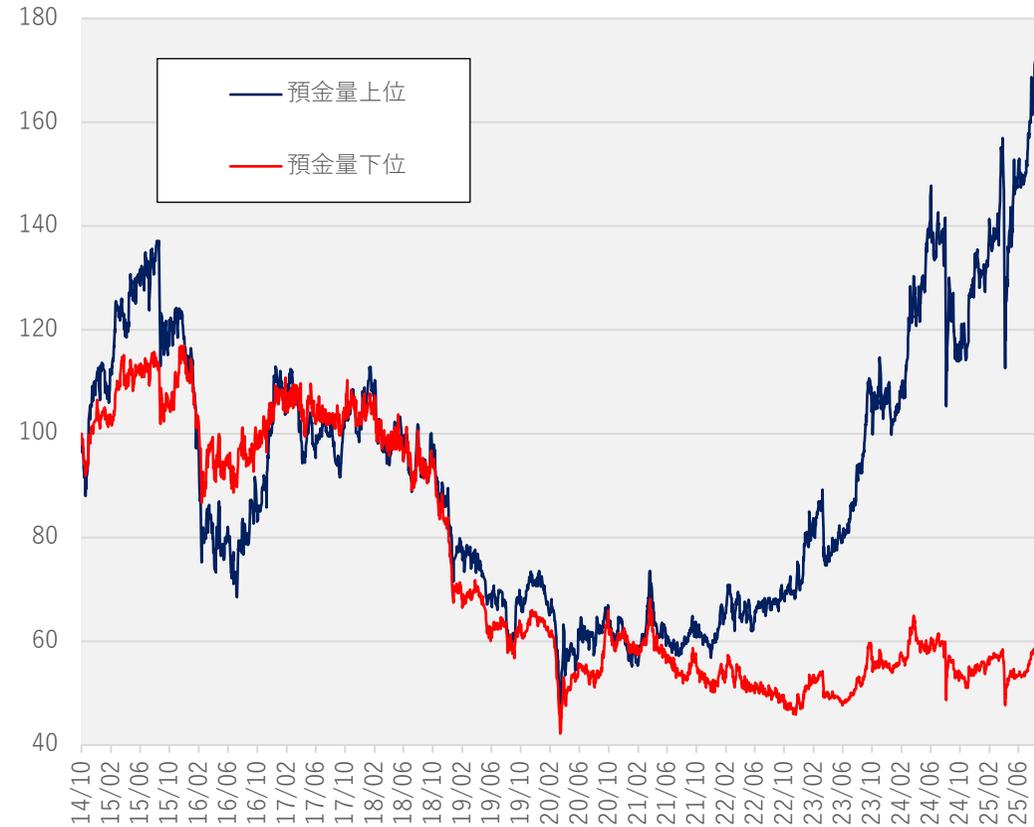
経営状況の二極化の兆候

- 地域金融機関の経営状況は二極化の兆候が見える。例えば、**地域金融機関の規模（預金量）と経費率の間には負の相関関係**がある。

■ 預金量と経費率(OHR)の相関(地域銀行)



■ 預金量上位地銀と下位地銀の株価推移



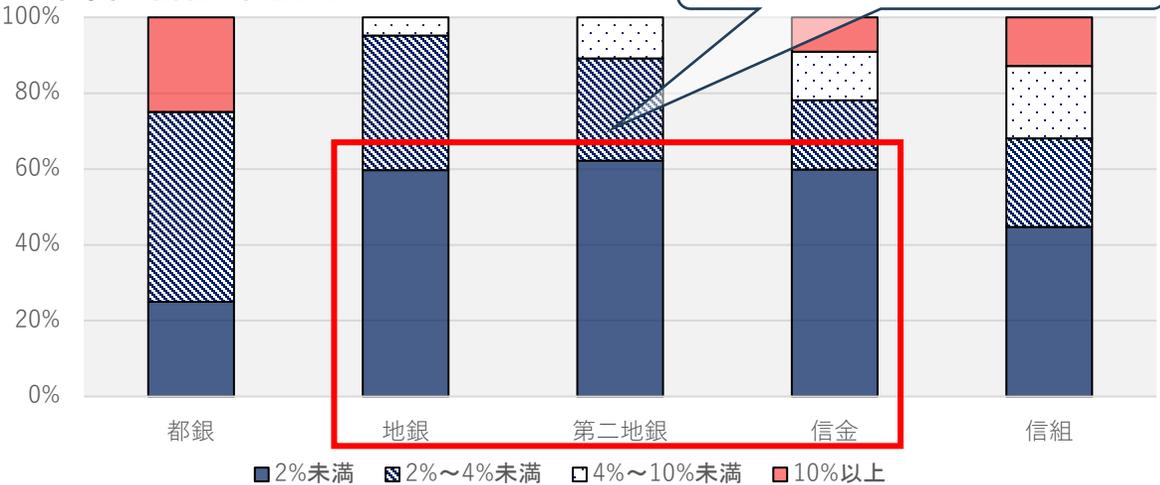
(注) 左図のOHRは過去15年間の平均を指す。右図は、2014年10月時点から上場している地銀のうち預金量上位15位と下位15位の株価（2014年10月1日時点の株価を100として指数化）の平均推移を示す。預金量はいずれの図も2025年3月末時点を参照。

(資料) 金融庁

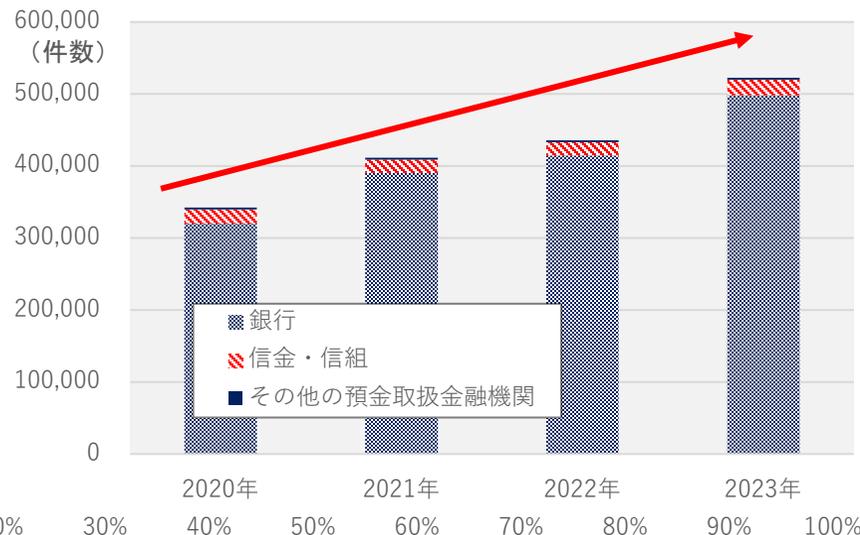
(参考)非競争分野のコストの上昇

■ サイバーセキュリティやマネロンといったリスク対応の目線は、地域金融機関の規模等を問わず上昇している。非競争分野のコスト上昇は継続する可能性。

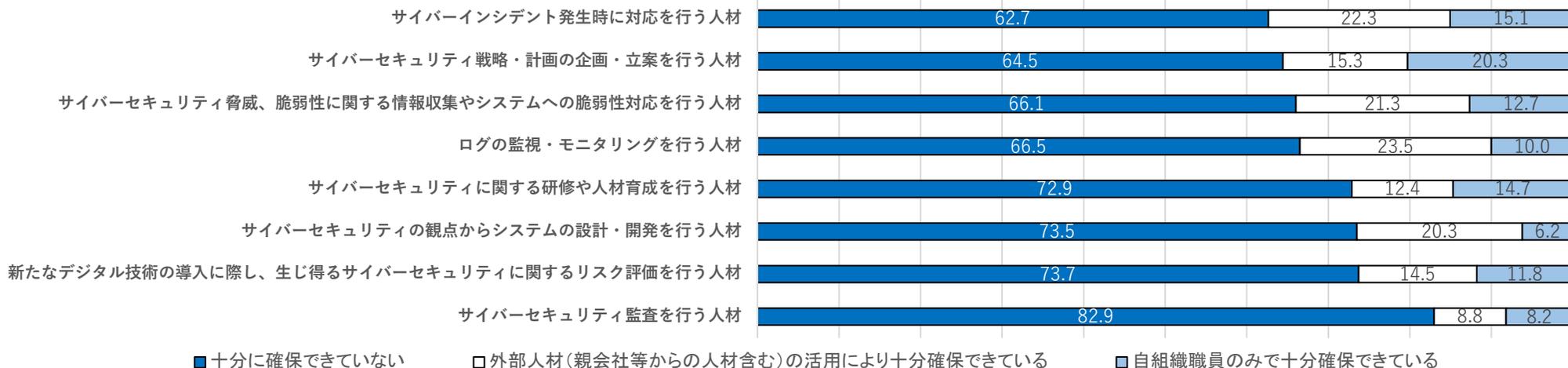
■システム関連経費に占めるセキュリティ関連経費の割合(業態別)



■「疑わしい取引」の届出件数の推移(預取機関)



■機能別にみたサイバーセキュリティ人材の確保状況



(資料) 左上図はFISC「令和5年度金融機関アンケート調査結果」、右上図は警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(令和5年)」、下図は日本銀行・金融庁「地域金融機関によるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果(2023年度)」より作成

1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する

(1) 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進

①地域金融力強化プラン

(略)

他方で、地域金融機関が、その役割を十分に発揮できるための環境整備にも取り組む。

- 金融機関共通の課題について「共同化」により、費用を抑制しつつ効率的・効果的な対応を可能とすることで、小規模な金融機関でも顧客支援など地域のための取組に注力できる環境を整備する。
- 例えば、マネロンやサイバーなど、高度な専門性も必要となる領域を念頭に、リスク管理や内部監査について複数金融機関が共同で対処することができないか検討するほか、複数金融機関による広範なシステムの共同利用を促進する。
- 地域金融機関が、安定的に地域金融力を発揮するための制度的な環境整備として、金融機能強化法の資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを検討する。その際、資本参加先において極めて不適切な業務運営が長年にわたり続けられた事案も踏まえ、対象金融機関の適切な経営管理・業務運営の確保にも十分留意する。

(略)

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域を支えるために、地域金融機関に求められる役割は何か。
- 地域に求められる役割を果たすために、地域金融機関自体の経営基盤をどのように強化していくことが考えられるか。